

「専門職大学」、学校教育法を改正！

31年度創設へ向け、いよいよ本格稼働！

旺文社 教育情報センター 平成 29 年 7 月 6 日

6 月 30 日に発表された「学校教育法の一部を改正する法律」により、31 年度に「専門職大学」「専門職短期大学」が創設されることになった。大学体系に新たな類型が制度化されるのは、「短期大学」以来、55 年ぶりだ。

本記事では、新たにスタートする注目の高等教育機関について、その概要をまとめた。

●これまでの経緯、「専門職大学」とは

中央教育審議会（以下、中教審）は 28 年 5 月、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関として、「専門職業大学」（仮称）、「専門職業短期大学」（仮称）の創設を答申した。29 年 5 月、それらに係る改正学校教育法が参院本会議で可決、成立。これにより、31 年度より、「専門職大学」「専門職短期大学」（以下、専門職大学）として、創設されることとなった。そして 6 月に、「学校教育法の一部を改正する法律」が公表されたところだ。

専門職大学の制度化の背景には、産業構造の急激な転換によって社会における将来予測の困難化が進んでいること、また、高等教育に対して、産業界等からより実践的な教育・学び直しへのニーズへの対応が求められていることがあるとされている。変化の激しい社会に対応した人物、つまり、より高度な「実践力」と、新たなモノ・サービスを創り出せる「創造力」を有する人材の育成強化が急務となっている。そして、そのために大学制度の中に実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして制度化されたのが、専門職大学だ。

●専門職大学の特色

・教育内容

当該の専門職業従事者や、関連する事業を行う者などの協力を得て教育課程を編成、実施。産業界等と連携した教育の実施が義務付けられている。

また、中教審の答申によると、卒業単位のおおむね 3～4 割程度以上が実習等の科目で、適切な指導体制が確保された企業内実習等を、2 年間で 300 時間以上、4 年間で 600 時間以上履修する。

・入学者の受入れ

高等学校（専門学科・普通科）卒業後の学生、社会人学生、編入学生など、多様な学生を積極的に受入れる。入学者選抜では実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮し、意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価。

・修業年限

専門職大学は4年制課程、専門職短期大学は2年制または3年制課程。

専門職大学は前期課程（2年または3年）および後期課程（2年または1年）の区分制課程も導入可能。前期課程修了後、一旦就職してから後期課程へ再入学したり、社会人が学び直しのために後期課程から入学したりと、多様な学習スタイルを選択できる。

社会人の学び直し推進のため、実務経験を有する者が入学する場合には、実務経験を通じた能力習得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。

・教員

実務家教員を積極的に起用。必要専任教員数のおおむね4割以上を実務家教員とし、その半数以上は研究能力を併せ持つ実務家教員とする予定。

・学位

専門職大学卒業者に「学士（専門職）」、専門職短期大学卒業者および専門職大学の前期課程修了者に「短期大学士（専門職）」の学位を授与する予定。

また、既存の大学と同様、大学院への入学資格が得られる。

・認証評価

認証評価においては、専門分野の特性に応じたいわゆる分野別評価を行う。

●スタートは31年度！

「学校教育法の一部を改正する法律」発表により、設置が本決まりとなった専門職大学。法律の施行が31年4月1日であり、専門職大学は31年度にスタートを切ることになる。

今後の流れとしては、まずは、中教審の審議を経て29年夏ごろ制定予定の設置基準を待つことになる。その後の認可申請に対して、設置認可後、専門職大学の一覧が30年夏ごろに公表される予定だ。

注目は何校程度、申請が出されてくるかだ。認可される大学の公表が来年の夏ごろというスケジュールは、通常の大学新設の場合と変わらない。申請も同様だとすると、今年の10月末申請ということになる。すでに一部の学校では検討が進められているようだが、設置基準や助成金の扱いなど、設立・運営にかかわるハードルあるいは補助が申請校数に大きく影響するだろう。